

「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について

「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に対して市民の皆様からお寄せいただきました御意見及びそれに対する本市の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集（パブリック・コメント）の実施概要

（1）意見募集の期間

令和6年10月1日（火曜日）から令和6年10月31日（木曜日）まで

（2）意見募集の周知

- ・広報ふなばし（令和6年10月1日号）及び市ホームページに意見募集（パブリック・コメント）のお知らせ掲載
- ・SNS（X、Facebook、ふなっぷ、ふなばし情報メール）にて周知
- ・市民安全推進課（船橋市役所4階）、行政資料室（船橋市役所11階）、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）、各出張所（二和出張所は除く）・連絡所（津田沼連絡所は除く）、各公民館（東部公民館、新高根公民館は除く）、各図書館にて、「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」を公表

（3）意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この条例（案）に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

（4）意見の提出方法

オンライン申請システム、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法

（5）提出された意見の数

43件 ※提出人数12名（オンライン申請システム9名、電子メール3名）

2. お寄せいただいた御意見と市の考え方

No	ページ	項目	御意見	市の考え方
1	条例案全般		犯罪被害者と犯罪加害者は表裏関係である。誰もが被害者となるように誰もが加害者となる可能性がある。過失犯や交通犯などはその代表だ。そして、その加害者側へも何らかの支援が必要だ。彼らの多くは社会的困難を抱えて罪を犯している。支援しないと、再犯が嵩み、被害者が増える。加害者支援は結果的に被害者支援に繋がるのだが、その視点がこの条例案には欠けている。	この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。なお、犯罪をした人たちが再び犯罪をするのを防ぎ、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「船橋市再犯防止推進計画」に則り、再犯防止に関する取組を進めてまいります。
2	条例案全般		2 具体的表現の工夫を 「必要な対策をこうじる」が列記されていますが、具体的な例を挙げた後に「などの必要な対策を...とした方が潜在的加害者となる行為の抑止に繋がるのではないか？」	具体的な取組は、この条例ではなく、別途策定する要綱に取りまとめる予定であります。
3	条例案全般		3 二次被害の抑止策 ジブンゴトとして考えた場合の恐怖は所謂「お礼参り」です。抑止のためには、共に被害者を守る近隣住民や職場の方々の理解協力を得るための意識啓発も必要かもしれません。	この条例には、市民や事業者等の責務として、二次的被害を生じさせることのないよう努めることを規定する予定であります。
4	条例案全般		以下は、条例を機能させてゆく仕組みに関する提案です。 5 意識啓発のための顧問設置 元さいたま県警でデジタルや防犯対策の知見も豊富な佐々木成三宮氏が、様々なアイデアを盛り込みながら防犯対策や被害者支援の活動などを展開していらっしゃる様です。退職理由は、事件を未然に防ぐ方が効果的と確信された故だそう。問題意識が高い賢い方だと思い	この条例には、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者等からのご意見やご要望を把握し、施策に反映させるよう努めることを規定する予定であります。

			ます。組織都合や慣習などが弊害となって膠着化しがちな既存の行政システムと、所詮他人事という生活者の無関心が涵養しがちな、犯罪被害者保護対策のアドバイザーとして招聘できたら、全国に誇れる「血の通った条例」として実践的に機能してくれるのではないでしょうか。	
5	条例案全般		<p>全般について賛同します。そもそも、事件が発生すると被害者の情報が加害者に比べて圧倒的に多く報道されてしまうが為に、被害者/被害者家族の所在が特定されてしまうことが根本原因にあります。その為、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野次馬的人物から興味本位での標的 ・犯罪に巻き込まれるのは被害者にも悪い面があるからに違いない、という思い込みによる制裁的行動の標的にされがちです。これらが二次被害に繋がります。根本原因を排除するにはマスコミの報道を改める必要がありますが、これを船橋市だけが対処するのはほぼ不可能です。ただでさえ犯罪に巻き込まれ心身ともに傷を負っている被害者を苦しめる二次被害を排除する為にも、郵便物、電話、各種SNSを通じての誹謗中傷の発信源を特定する開示請求の代行なども施策に盛り込む必要があるように思います。 	この条例には、市民や事業者等の責務として、二次的被害を生じさせることのないよう努めることを規定する予定であります。
6	条例案全般		「犯罪被害者に対する偏見を排除する」これについては、露ほどの異論もない。しかし、その人、もしくはわたくしを、いかように「保護」するのかについては疑問がある。「この人は犯罪被害者です」「だから保護しましょう」と、わざわざアナウンスする	条例制定の趣旨や目的について周知、啓発に努めてまいります。

			<p>のか？職場・学校に「保護区」をつくるのか？それは、単に線をもう一本にひくことにならないのか？それでは本末転倒である。このテーマ、おそらく運用の宛先が間違っている。必要なのは、「被差別者の保護」ではなく「差別者を生まないこと」ではないのか？つまり、そもそも差別的な視線を持たないための教育、機会の醸成ではないのか？大きな言葉で言えば、「他者に対する視線の在り方」をいかに養うかではないのだろうか？それを「条例」や「規則」で強制しようとしても、おそらくはうまくいかない。規則だからその人を差別しない、それは本質的に「正しい」のか？基本に立ち返って考えてほしい。</p>	
7	条例案全般		<p>犯罪、犯罪者に対する差別を考えるときに、落としがちな物に「容疑者・被告とされた者の家族への差別」がある。この条例案は「犯罪被害者」へ向けてるものであり、レイヤーが異なることは承知している。しかし、「疎外される」「好奇の目で見られる」ことは変わりない。よくTVでは容疑者の親族にマイク、カメラを向ける図が映し出されるが、これは暴力ではないのか？親兄弟、親類縁者であれば無関係ではない「道義的には他者ではない」というのであろうが、明確に「絶対に間違い」である。彼らは一般市民であり、起きた犯罪に対しては何ら責務を負っていない。確かに、犯罪被害者に対する偏見の排除は必要である。一方で、被疑者の縁者は、「犯罪者生んだのだから暴力を甘んじて受けろ」と？もし、条例が一方を救い、もう一方を捨てるのなら、そんなものはないほうが良い。</p>	<p>この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。</p>

8	条例案全般		千葉県で制定された条例に加え、同様な主旨、名称の条例を船橋市で制定する目的が不明。県で定めた条例に不備や過不足があるならそこを明記して市民に意義を図るべきと思う。	この条例は、本市としての犯罪被害者等支援の basic 理念や支援を明確化するとともに、よりきめ細やかな支援を実施するために制定するものであります。
9	条例案全般		メディアに対して、許可なく被害者の写真や氏名、SNS アカウントなどの情報を報道することができないような仕組みを作つて欲しい。被疑者は顔を隠した写真などが使われることも多いのに、被害者はばっちり顔や名前などが報道されるのは納得いきません。この点に他自治体に先んじて一石を投じることができれば、船橋市は画期的な取り組みを行うとなり、全国にも広まるさきがけになるのではと期待します。昨今、SNS での誹謗中傷なども多々あり、多くの被害者家族が、被害者側であるにも関わらず被害を受けています。どうかこの点を、真摯に検討いただきたくお願ひいたします。	この条例には、市民や事業者等の責務として、二次的被害を生じさせることのないよう努めることを規定する予定であります。
10	条例案全般		骨子そのものの考え方について、基本的に賛成です。	より良い条例にしてまいります。
11	条例案全般		条例 条例は具体的なものもあれば、括的というか曖昧な表現、つまり一般人が理解しにくい表現が多いです。	わかりやすい表現に努めてまいります。
12	条例案全般		被害者支援という立場からも、犯罪被害者等が困らないような表現、窓口の設置、広い広報をお願いします。	より良い条例にしてまいります。また、一元的な窓口の設置や広い広報に努めてまいります。
13	条例案全般		特にございません。	—
14	条例案全般		「市長が必要があると認めるもの」および「必要な支援・施策」について、その判断のために複数の専門家（医師・弁護士・心理士・ケースワーカー・学	この条例には、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者等からの意見や要望を把握し、施策に反映させるよう努めることを規定する予定であります。

			者等)で構成する第三者機関に諮詢等を実施していただくよう希望する。	
15	条例案全般		また、犯罪被害者自身にあっても、相談窓口を通じてこれらの専門家の協力を得られる仕組みを構築していただくよう希望する。	犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供を行ってまいります。
16	条例案全般		犯罪被害者に対応する職員に対し、支援に必要な知識・スキルを習得するための教育を十分に実施することを希望する。	犯罪被害者等の支援を行う人材を育成してまいります。
17	条例案全般		大まかな案としては必要なことが含まれているように思いますが、犯罪被害は個々のケースにより全く違うもので細やかなニーズに対応できるのか不安になります。支援の枠に組み込まれていなかった時に取りこぼされてしまうのではないかと。また、外からの被害に対してだけでなく家庭内で起こった犯罪(暴力、虐待、性被害)などについても対処できるような支援と家族が犯罪を犯してしまった時の残された家族への支援も組み込んで頂きたいです。	犯罪被害者等のための施策や支援の充実に努めてまいります。また、家庭内で起こった犯罪の支援については、検討してまいります。 なお、残された家族への支援については、「船橋市再犯防止推進計画」に則り、再犯防止に関する取組等を進めてまいります。
18	条例案全般		特に子供や障がい者(自分で声を上げられない)への配慮や外国籍の人たち(どこに相談していいのかわからない)への広く知らしめる方法を考えて頂きたいと思います。犯罪被害者支援を市が率先して行ってくれることは大変ありがたいことだと思います。ぜひより良い条例になりますように期待してお待ちしております。	子どもや障がい者、外国籍の方への周知方法について、関係部署とともに検討してまいります。
19	条例案全般		条例を制定することについての意見　自分の住む市に犯罪被害者のための条例ができることは、うれしく思います。一市民としてもしもの時のセーフティネットのような、なんとなく安心した気持ちになり	より良い条例にしてまいります。

			ます。国に法律、県に条例があっても遠い話と感じてしまう人は少なくないと思います。	
20	条例案全般		犯罪被害者支援の条例は、既に被害に遭った市民だけでなく、これから被害に遭うかもしれない市民全員のための条例だと思います。被害に遭った市民は支援を受けたり条例の存在自体に心強く感じたりでき、まだ被害に遭っていない市民も安心したり犯罪被害者を考えるきっかけになると思います。	より良い条例にしてまいります。
21	条例案全般		条例の制定は、ゴールではなく新たなスタートであると考えます。条例制定を機に、市において犯罪被害者のための施策や支援が充実することを期待しています。	犯罪被害者等のための施策や支援の充実に努めてまいります。
22	条例案全般		制定の検討から始まり、条例案やわかりやすい骨子を準備しパブリックコメントを実施して下さった市の担当課の方々の熱意に感謝するとともに、今後の施策展開を期待しております。	犯罪被害者等のための施策や支援の充実に努めてまいります。
23	条例案全般		犯罪被害者支援に職業およびボランティア活動として専門的に取り組んできましたが、自分の住む市へ意見を伝える機会は無いため、パブリックコメントの実施は非常にありがたく感じています。長文で申し訳ないのですが、最初で最後と思って提出させていただきます。	より良い条例にしてまいります。
24	1	条例名	1 条例名称の再考を 「被害者の基本的人権」を明確にした上で、法的背景に基づくその保護と支援を謳うべきではないでしょうか？	この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

25	1～2	3(1)(2)	条例の内容についての意見 犯罪等や犯罪被害者等の定義が犯罪被害者等基本法と同じで安心しました。罪名や被害届受理状況に過度にとらわれることなく、支援や施策が行われることを期待します。	被害届の受理状況の確認は必要なものと考えておりますが、犯罪被害者等のための施策や支援の充実に努めてまいります。
26	2	3(2)	(2) 犯罪被害者等の定義は「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族など」としているが、「など」は法や県条例にはない本市独自の横出し表現である。ぜひとも新しい家族の形にも対応していって欲しい。	新しい家族の形にも対応できるよう検討してまいります。
27	2～3	5(2)①	市民等の責務に犯罪被害者の孤立防止が含まれていて、先進的に感じました。地域社会での孤立防止は、犯罪被害者のそばにいる市民等がまさに力になれる事柄だと思います。	市民等の責務について、周知に努めてまいります。
28	3	5(3)①	事業者の責務として二次的被害防止のための配慮が含まれていることで、事業活動であることを理由として（例えば取材報道等で）犯罪被害者に二次的被害を与えることが少しでも減ると良いと期待します。	事業者の責務について、周知に努めてまいります。
29	3	5(3)②	事業者の責務に就労その他手続についての十分な配慮が含まれていて、先進的と感じました。就労など勤務先の対応は、犯罪被害者の生活に直結する事柄です。事業者にとっても配慮するための根拠になり得るこの条例が、事業主に思い出してもらえることを期待します。	事業者の責務について、周知に努めてまいります。
30	3	6(1)①	相談・情報提供等の目的として、日常生活と社会生活が挙げられているのが先進的で、基礎自治体の特長を活かした施策・支援を期待します。	犯罪被害者等のための施策や支援の充実に努めてまいります。

31	3	6 (1)	<p>細かいことですが、相談・情報提供等の条文では、「情報の提供を」という限定的な表現ではなく「情報の提供等を」と「等」をつけていただくことを希望します。あるいは、総合的対応窓口の国の定義から「情報提供・橋渡しを行うなど総合的な対応を行う」を用いることを検討いただけたらと思います。支援や施策に幅を持たせことができるのであります。何より、犯罪被害者の視点から見ると「情報の提供しかてくれないのか」と感じてしまうのではないか、相談を諦めてしまっては勿体ないと感じます。今は、情報提供にとどまらず、橋渡しのようなコーディネートが市町村にも求められるようになってきました。令和5年6月の国の犯罪被害者等施策推進会議決定に基づいた有識者検討会とりまとめやそれに基づき警視庁が作成した体制構築運用の手引きの内容は、最先端ではありますが目指すべき姿として示されており、いずれスタンダードになる可能性もあります。</p>	<p>情報提供のほか、助言や関係機関等との連絡調整なども行ってまいります。</p>
32	3	6 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 相談および情報の提供等 で記載のある必要に応じて提供される情報の中身がどういった情報なのか分からなく、プライバシー等に配慮されたことを明記する必要があると思う。 	<p>犯罪被害者等が直面している各般の問題は様々であると考えますので、その都度、提供する情報を判断していくことを予定しておりますが、犯罪被害者等のプライバシー保護には充分に配慮してまいります。</p>
33	3~4	6 (1) ~ (9)	<p>(1) 条例の目的のひとつには、「犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める」とあるが、6. 基本的な支援の9項目のうち、8項目については「必要な支援を行う」「必要な施策を行う」ことにとどまり、支援の基本となる事項が何かがわからない。千葉県、</p>	<p>条例には他自治体同様に支援内容を規定する予定であります。</p>

			千葉市、松戸市、柏市の条例のように施策を明示するまたは例示することはできないだろうか。	
34	3~4	6(1)~(9)	・各種支援において市長の判断によりとあるが、支援が必要な人に支援がされない、あるいは不要な方に過度な支援をしてしまうといったことのないよう、本質的な実効性を考慮すると一定のガイドラインが必要と考える。	具体的な取組は、この条例ではなく、別途策定する要綱に取りまとめる予定であります。
35	3~4	6(2)(4) (5)(7) (8)	経済的支援、日常生活等支援、居住安定、法律相談支援、裁判手続支援は、条例制定後の支援制度創設も可能にするような表現になっており、支援制度の創設を期待します。	具体的な取組は、この条例ではなく、別途策定する要綱に取りまとめる予定であります。
36	3~4	6(2)(4) (5)(7) (8)	策定する立場からのお考えがあるとは思いますが、経済的支援、日常生活等支援、居住安定、法律相談支援、裁判手続支援の条文は、「市長が必要があると認めるものに対し」との表現の再考または削除検討を希望します。その他の基本的支援（安全確保、雇用安定、精神的被害回復支援）のような表現にしていただけないかと思います。予算のかかる支援制度で対象を限定する必要があるとは思います。ただ、「市長が必要があると認めるもの」という表現は、ハードルが非常に高い印象を与えます。その制度を希望しても利用できなかった犯罪被害者は、自身の被害や状況が市に認めてもらえなかつたかのように感じてしまうのではないかとも思いました。	具体的な取組は、この条例ではなく、別途策定する要綱に取りまとめる予定であり、その要綱に具体的な要件を明示してまいります。
37	4	6(4)(5) (7)	6. 基本的な支援について (4)、(5)、(7)について、「市長が必要があると認めるものに対し」とあるが、これは個別事案への対応において、費用がかかるものを想定されているように思われます。「市	遅滞なく支援を行えるよう努めてまいります。また、窓口については、一元的な窓口の設置を予定しております。

			長の判断」が行政手続きとして必要なことかどうか分かりかねますが、犯罪被害者等への支援を考えた場合、迅速な手続きがとることが出来るのか疑問を感じます。また以上を除くその他の項目については、誰（どの窓口）がどう判断されるのか一元的な窓口の設置を希望します。	
38	5	7 (1)	住所を有しない被害者の支援について条文があることは、先進的でぜひ含めていただきたいと感じました。住所は無くとも通勤、通学、活動のために市内にいて犯罪に巻き込まれることは少なくありません。犯罪に巻き込まれたとして市に悪い印象を持つのではなく、それでも市から支援を受けたいという良い印象も犯罪被害者に残った方が良いと思います。	この条例は、原則として船橋市民を対象としておりますが、犯罪被害者等が住所を有する地方公共団体の求めがあった場合には、必要な情報の提供を行ってまいります。
39	5	7 (1)	住所を有しない被害者の支援の条文は、「その者が住所を有する地方公共団体から求めがあった場合には」という限定的な表現の再考又は削除を希望します。犯罪被害者の支援・ニーズへの対応になぜ他の地方公共団体の求めが必要なのか、疑問に応える説明が必要と感じます。反対の状況の場合に住所を有する地方公共団体へ船橋市から求めをするのかという点からもご検討いただけたらと思います。例えば、住所を有しないものの市内に居住する学生等が犯罪で亡くなり、市内に住所を有さない遺族が事件後に市内の関係先や役所等に来る場合も、支援がないのかと疑問を持ちました。	この条例は、原則として船橋市民を対象としておりますが、本市に住所を有しない犯罪被害者等からの相談に応じてまいります。

40	5	7 (1)	細かいことですが、住所を有しない被害者の支援の条文では、「情報の提供を行う」という限定的な表現ではなく「情報の提供等を行う」と「等」を付けていただくことを希望します。実際の対応や支援、施策に幅を持たせることができると思います。	この条例は、原則として船橋市民を対象としておりますが、本市に住所を有しない犯罪被害者等からの相談に応じてまいります。
41	5	7 (2)	4 ジブンゴトという意識啓発を 関わり合いになりたくないという日本人の特徴が二次被害の温床となっている気がします。大人の固定概念を変えるのは 難度が高いと思いますので、「明日は我が身。船橋市は立場の弱い人場合皆で守り支える包摂社会を目指す」事を子供たちに啓発するプログラムを、条例施行を契機に教育機関と連携しながら開発展開していかがでしょう？以上。血の通った条例として機能してゆく様ご検討賜れば幸いです。	子ども等への周知方法について、関係部署とともに検討してまいります。
42	5	7 (5)	7 (5)について、どのような場合が想定されるのか具体例を示していただきたい。	犯罪被害者等が「船橋市暴力団排除条例」に規定する暴力団員等の場合等を想定しております。
43	5	7 (6)	意見の反映として、犯罪被害者が最初に挙げられ、当事者の意見や要望を重視する姿勢から、条例制定によって施策が発展していく未来を感じられました。施策の立案や運用にあたり、犯罪被害者や支援実務経験者から意見・要望を聴取する機会が設けられることを期待します。条例制定後も毎年1回聴取している先進自治体もあり、参考にしていただけたらと思います。	犯罪被害者等や様々な関係者からの意見や要望等の把握に努めてまいります。